

鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、鳥取県公営企業システム共同化協議会（以下「協議会」という。）が実施する鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務の優先交渉権者選定に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務

(2) 業務内容

別紙「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務基本仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(3) 実施方式

本業務に係る優先交渉権者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(4) 履行期間

ア 第1期

契約締結日から令和15年11月30日までとする。

イ 第2期

契約締結日から令和16年3月31日までとする。

※上記の履行期間には、導入支援業務及び運用保守業務を含むものとする。

(5) 実施主体

本プロポーザルは、協議会の代表事業体であり、事務局を兼ねる米子市上下水道局が実施する。

(6) 参加事業体

ア 第1期（7事業体）

- | | | |
|-----|------|-------------------|
| (ア) | 智頭町 | 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 |
| (イ) | 八頭町 | 八頭郡八頭町郡家493番地 |
| (ウ) | 三朝町 | 東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 |
| (エ) | 湯梨浜町 | 東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 |
| (オ) | 北栄町 | 東伯郡北栄町由良宿423番地1 |
| (カ) | 伯耆町 | 西伯郡伯耆町吉長37番地3 |
| (キ) | 日野町 | 日野郡日野町根雨101番地 |

イ 第2期（1事業体）

米子市上下水道局 米子市車尾南二丁目8番1号

(7) 提案上限額及び価格提案

ア 参加事業体ごとの提案上限額（税込）

事業体名	上限額（導入費用及び保守運用費用の合計）
米子市上下水道局	95,800,000円
智頭町	42,700,000円
八頭町	50,900,000円
三朝町	45,500,000円
湯梨浜町	48,400,000円
北栄町	48,200,000円
伯耆町	46,300,000円
日野町	43,900,000円

イ 提案上限額は、契約締結時における予定価格を示すものではない。

ウ 提案金額は、提案上限額を超えてはならない。

エ 提案上限額には、消費税及び地方消費税を含むものとし、契約期間中に実施する導入支援業務及び5年間の運用・保守業務に要する費用の総額とする。

ただし、法令改正に伴う大規模なシステム改修又は参加事業体の業務変更等により、新たな機能の追加又は変更が必要となった場合の費用負担については、その都度、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

オ 仕様書に添付する参考資料2「事業体別機能要件クロス表」13.5に記載するサービス（使用量等通知サービス）並びに徴収業務の遂行に必要な付帯機器類（検針用端末、メールシーラーその他の付帯機器）については、別途価格を提案するものとし、当該価格は提案上限額に含めないものとする。

カ システム及び付帯機器に係る価格提案については、導入支援業務及び運用保守業務の費用を明確に区分して記載するとともに、次に掲げる内訳を示すこと。

(ア) システム構築費用

(イ) 参考資料2「事業体別機能要件クロス表」に明記する機能に係るオプション及びカスタマイズ費用(オに規定するサービスを除く。)

(ウ) 回線使用料、データセンター利用料その他契約期間に要する各種使用料及び利用料等

(エ) ハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェアに係る費用

(オ) その他、本システムの導入及び運用保守業務に要する費用

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、公示日において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、参加資格確認後から契約締結日までの間に参加資格を欠く事由が生じた場合は、失格とする。

(1) 地方公共団体が発注した水道料金（又は水道料金及び下水道使用料）徴収システムの導入

実績を有する者であること。

なお、これに準ずるものとして、公共料金徴収システムその他類似システムの導入実績を有する者についても可とする。

- (2) 仕様書「参考資料 2 事業体別機能要件クロス表」に示す全ての機能要件に対応できるシステムを提案できること。
- (3) 本業務を確実に履行するために必要な専門技術者を配置し、十分な業務遂行能力及び適切な実施体制を有すること。
- (4) 米子市上下水道局の入札参加資格者名簿に登録されていること。

登録されていない者については、次に掲げる書類を提出し、審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者であること。

ア 登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの。）

イ 営業所表（様式第 3 号のア）

ウ 役員等調書兼照会承諾書（様式第 3 号のイ）

エ 委任状（様式第 9 号のア。対象業務において代理人を置く場合に限る。）

オ 財務諸表（直前決算の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書）

カ 消費税及び地方消費税の未納がない旨の納税証明書

キ 鳥取県内に事業所等を設置している場合は、当該県における法人事業税の納税証明書を提出すること。また、当該事業所等の所在地が本事業の参加事業体の属する自治体である場合には、当該市町村における法人市町村民税の納税証明書を併せて提出すること。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (7) 実施要領の公表日から業務提案書提出日までの間に、参加事業体又は参加事業体が属する自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (11) 破産法、会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (12) プライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証その他これに準ずる第三者認証を取得していること。
- (13) 秘密保持契約を締結することができる者であること。
- (14) 共同企業体による参加も認める。この場合においては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 全ての構成員が（4）から（13）までの要件を満たすこと。
 - イ 構成員が単独又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

ウ 構成員のいずれか1者が（１）から（３）までの要件を満たすこと。

4 スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領等の公表	令和８年７月３１日（金）午後１時
参加表明書提出期限	令和８年８月１３日（木）正午
参加資格審査結果通知	令和８年８月１７日（月）
質問受付期限	令和８年８月２５日（火）正午
質問回答	令和８年９月４日（金）まで随時公表
業務提案書提出期限	令和８年９月２５日（金）正午
一次審査	業務提案書提出後、随時実施
一次審査結果通知	令和８年１０月６日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和８年１０月１３日（火）・１４日（水）
予備日	令和８年１０月１９日（月）
審査結果通知	令和８年１０月２１日（水）
契約締結	令和８年１１月（予定）

5 実施要領の公表

(1) 公表開始

令和８年７月３１日（金）午後１時

(2) 公表方法

実施要領、仕様書その他関係資料（以下「実施要領等」という。）は、米子市上下水道局ホームページに掲載し、公表する。

6 プロポーザル参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第１号）

イ 会社概要及び導入実績説明書（様式第２号）

ウ 役員等調書兼照会承諾書（様式第３号のイ）

エ 米子市上下水道局の入札参加資格を有していない者にあつては、３（４）アからキまでに掲げる書類

オ 共同企業体として参加する場合は、共同企業体構成書（様式第１０号）及び委任状（様式第９号のイ）

(2) 受付期限

令和８年８月１３日（木）正午

(3) 提出方法

持参、郵便又は電子メールにより提出すること。

なお、いずれの方法による場合も、提出期限までに必着とする。

7 質問票の受付及び回答

(1) 提出方法

質問は、質問票（様式第5号）により電子メールで提出すること。

(2) 受付期限

令和8年8月25日（火） 正午

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月4日（金）までに米子市上下水道局ホームページへ随時掲載する。

ただし、質問内容が提案者固有の技術、ノウハウ又は企画提案に関するものであり、公表することが適当でないと認められる場合は、当該質問者に対してのみ回答する。

8 業務提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、次により業務提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務提案書提出届（様式第6号）及び業務提案書（任意様式）

イ 鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム機能要件書（様式第11号のア）及び鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム非機能要件書（様式第11号のイ）

ウ 価格提案書（様式第7号）

エ 価格提案明細書_システム（様式第8号のア）

オ 価格提案明細書_付帯機器類（様式第8号のイ）

(2) 提出部数

正本1部（紙媒体1部及び電子媒体1部）、副本1部（電子メール）

(3) 提出方法

ア 正本は、持参又は書留郵便により提出すること。

イ 副本は、電子メールにより提出すること。

ウ 書留郵便又は電子メールによる場合は、提出期限までに必着とする。

エ 電子メール1通当たりの添付ファイル容量が5MBを超える場合は、電子メールを分割して送信（件名に分割番号を付すこと。）するか、又はファイル送受信サービスを利用すること。

(4) 提出期限

令和8年9月25日（金）正午

(5) 業務提案書の内容

ア 業務提案書は、仕様書に基づき作成するものとし、提案内容が容易に理解できるよう、具体的かつ簡潔に記載すること。

また、次に掲げる事項について提案すること。

番号	項目	内容
①	製品情報	提案を予定するパッケージ製品名、バージョン、製品の提供開始時期、更新予定、製品の特長
②	システムの機能（仕様書「参考資料２ 事業体別機能要件クロス表」に示す機能要件）及び機能要件書に記載する要件内容に対する対応	(1) システムの機能的特長 (2) 操作性 (3) 帳票出力やデータ抽出・取込機能 (4) 機能要件書に記載する要件内容（機能）に対し、基本パッケージ及び追加パッケージの標準機能以外（代替案、オプション、カスタマイズ）で対応する場合、提案とその内容について説明を記入すること (5) 機能要件書に記載する要件内容に対応するための「オプション」及び「カスタマイズ」に係る費用については、機能要件書の見積費用の欄に記入すること (6) 「オプション」及び「カスタマイズ」に係る費用は、導入費用及び運用費用を区分して記入すること (7) 「オプション」又は「カスタマイズ」に係る費用については、1団体当たりの費用を記入すること （注意事項） 「オプション」及び「カスタマイズ」に係る費用について、金額の提示がされない場合は、当該プロポーザル審査における価格点の採点を行わない
③	非機能要件書に記載する要件内容に対する対応	(1) システムの安定性、効率性及び可用性 (2) データのバックアップ及び復元方法 (3) セキュリティ対策 (4) 保守体制及び障害発生時の対応
④	導入作業	(1) システム導入のスケジュール (2) 機器設置等の作業内容及び方法 (3) システム動作テスト内容及び方法 (4) 現行システムのデータを新規システムへ移行する手法 (5) 金融機関との口座振替データ及び納付書様式変更に伴うテスト内容及び方法 (6) 収納代行業者とのバーコード読み取りテスト及び収納データ受信テスト内容及び方法

		(7) 委託者の役割分担（各工程ごとに記載） (8) 職員向け研修についての基本的な考え方、スケジュール、内容及び実施方法 (9) システム運用マニュアルの概要
⑤	システム稼働後の支援	導入後のサポート体制、サポート内容及び提携・協力企業等
⑥	独自の提案	業務改善、効率化及び職員の負担軽減につながる独自の機能又は提案、その他有用な提案があれば、具体的に記述すること
⑦	共同化（又は共同調達）における自社のメリット	システム構築方法や価格の設定方法など、共同化に適した提案があれば記載すること また、サーバ等を協議会が指定する施設へ設置する場合は、当該施設の直近契約における電気料金単価を基準として算出した電気料金を、価格提案明細書_システム（様式第8号のア）に運用保守費用として計上すること。
⑧	法令改正、システム改修等に伴う対応	法令（消費税等）の改正、システムのアップデート、料金改定等委託者の業務変更等により不可避となる機能追加又は変更に係る対応について提案すること（構築期間中の対応方針、導入後の対応方針、パッケージのバージョンアップ及びリビジョンアップ対応、OS・ブラウザ・アプリケーションのアップデート及びバージョンアップ並びにリビジョンアップ対応、経費負担範囲、打ち合わせ等の実施体制等）
⑨	次期更新時対応	(1) 6年目以降、継続（5年間）してシステムを使用する場合の費用（更新費用、再契約後5年間の保守・運用業務経費含む）の考え方について提案すること（費用の要否、必要とする場合、その目安（今回の提案額との比較）など） (2) 次期更新時に他社システムへ移行する場合の移行データ抽出に係る対応について提案すること（抽出できる範囲、抽出経費、次期更新事業者を交えた打ち合わせ等の実施体制等）
⑩	付帯機器の提案	システムと連携し、徴収業務の遂行に必要な付帯機器類（付帯機器の価格提案として提示するもの）について、その内容及び必要性を説明すること。

イ 各提案書類は、提出期限後の差替え又は再提出を認めない。

ウ 業務提案書の作成方法

(7) 用紙はA4判とし、横書き、長辺綴じ、両面印刷とする。

(イ) 文字サイズは10.5ポイント以上とする。

(ウ) 資料にA3判を使用する場合は、A4判に折り込むこと。

- (エ) 本文は60ページ以内とする（表紙及び目次を除く。）。
- (オ) 表紙には業務名及び提案者名を記載すること。
- (カ) 業務提案書は日本語により作成し、できる限り平易な表現を用いること。

9 プロポーザルの審査

- (1) 業務提案書等の審査は、「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務公募型プロポーザル選定委員会」において行う。
- (2) 審査は、「鳥取県域水道料金・下水道使用料徴収システム共同化及び運用保守業務プロポーザル審査要領」に基づき実施する。
- (3) 仕様書に示す必須要件を満たさない提案は、審査対象外とする。
- (4) 各委員の評価点を集計し、最も評価点の高い提案者を優先交渉権者として選定し、次順位の者を次点者として選定する。

なお、全ての提案者が最低基準点に達しない場合は、優先交渉権者を選定しない。

- (5) 審査結果は電子メール及び文書により通知するとともに、二次審査結果については米子市上下水道局ホームページに掲載する。
- (6) 一次審査（書類審査）
提出された業務提案書等について書類審査を行う。
- (7) 二次審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）
一次審査通過者を対象として、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

ア 日 時

令和8年10月13日（火）及び令和8年10月14日（水）

予備日 令和8年10月19日（月）

※プレゼンテーションの実施日及び開始時間については、別途通知する。

イ 実施会場

米子市上下水道局3階大会議室

ウ 出席者

出席者は、5名以内とする。なお、説明については、業務提案書の詳細な内容を把握し、説明内容を十分理解している者が行うこと。

エ プレゼンテーション時間

プレゼンテーションを50分以内、質疑応答を15分以内とする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

(3) その他

- ア プレゼンテーションにおける説明は、業務提案書等に記載した内容に限るものとし、当該説明のための資料の追加は認めない。
- イ プレゼンテーションに必要な機器については、参加者で準備、設置すること。ただし、プロジェクター、スクリーン、音響設備、マイクは事務局が用意する。

- ウ 実施順序は、事務局において抽選により決定する。
- エ 審査は非公開とし、審査内容及び審査経過に関する問い合わせには応じない。
- オ プレゼンテーション又は質疑応答に参加しない場合は失格とする。ただし、災害、交通機関の事故その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- カ やむを得ない事情により、プレゼンテーションの実施方法をWeb上での開催とする場合がある。

10 プロポーザルの辞退

参加表明書を提出した者が、本プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、辞退届（様式第4号）を提出すること。

なお、辞退届の提出後は、提出済みの書類は返却しない。

11 契約の締結

契約の締結に当たっては、提案内容を尊重し、優先交渉権者と契約内容について協議を行うものとする。

ただし、本プロポーザルは受託候補者を選定するために実施するものであり、提案内容の全てを契約内容とするものではない。

(1) システム共同化業務

本業務については、審査の結果選定された優先交渉権者と協議会との協議を経た上で、各参加事業者がそれぞれ契約を締結するものとする。

契約方式は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

協議が不調となる場合とは、次のいずれかに該当するときとする。

- ア 仕様書に基づく契約内容について協議した結果、契約金額が提案上限額を超える場合
- イ 仕様、履行期間、契約期間、支払条件その他契約内容について双方の合意に至らない場合
- ウ その他やむを得ない理由により契約締結が困難となった場合

(2) システム運用・保守業務

運用・保守業務については、原則として複数年度契約とする。

契約締結に当たっては、各参加事業者において必要となる債務負担行為その他所要の手続を行うものとする。

また、当該業務についても、本業務と一体の契約として締結するものとし、本プロポーザルにおける提案内容を基本として契約内容を協議する。

(3) 契約期間

ア 第1期

(ア) 導入支援業務

契約締結日から令和10年11月30日まで。

(イ) 運用・保守業務

令和 10 年 12 月 1 日から令和 15 年 11 月 30 日まで。

イ 第 2 期

(ア) 導入支援業務

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで。

(イ) 運用・保守業務

令和 11 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで。

(4) 契約保証金については、契約を締結する各参加事業体の契約規則その他関係規程の定めるところによる。

(5) 費用の支払

ア 導入支援業務

導入支援業務に係る費用は、成果物の納品及び検査に合格した後、契約の定めるところにより支払う。

イ 運用保守費用

運用開始後、契約期間中における保守及び運用に要する費用（以下「保守運用費用」という。）については、当該保守運用費用に係る契約金額を 60 で除して得た金額を、委託者が受託者に対し、毎月支払う。

ただし、委託者及び受託者は、双方協議のうえ、別途支払方法を定めることができるものとする。

12 その他

(1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて書類を提出した場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

エ 実施要領に違反すると認められる場合

オ 談合その他の不正行為があったと認められる場合

カ 選定委員又は関係職員に対し、本プロポーザルに関して不当な接触、働きかけ又は利益供与を行った場合

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 参加者が 1 者のみの場合であっても審査は実施する。この場合において、技術点が技術点満点（525 点）の 6 割を超え、かつ、総合点が全配点（750 点）の 5 割を超えた場合に限り、優先交渉権者として選定する。

(5) 公表している情報以外の審査経過、採点内容等に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。ただし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づく審査

請求を妨げるものではない。なお、非選定となった参加者からの非選定理由の説明請求については、別に定める手続により対応する。

- (6) 非選定となった参加者は、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により非選定理由の説明を求めることができる。
- (7) 協議会は、前項の規定による請求を受けた場合は、請求者に対し、速やかに書面により回答するものとする。ただし、審査員ごとの評価内容、審査経過その他審査に関する詳細な内容については回答しない。
- (8) 災害、感染症のまん延その他やむを得ない事情により、本プロポーザルを予定どおり実施することが困難となった場合は、日程、会場、実施方法（Web会議方式への変更を含む。）その他必要な事項を変更し、又は中止することがある。
この場合における変更内容は、米子市上下水道局ホームページへの掲載その他適当な方法により通知する。
- (9) 業務提案書等の著作権は、原則として提案者に帰属する。ただし、協議会は、本プロポーザルの実施及び受託候補者の選定に必要な範囲において、提案書等は無償で複製し、使用することができるものとする。
- (10) 参加者は、本プロポーザルにより知り得た情報を、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

また、本プロポーザルへの参加が終了した後は、協議会から提供を受けた資料及び知り得た情報を適切に廃棄しなければならない。

13 書類提出及び問い合わせ先

鳥取県公営企業システム共同化協議会事務局

〒683-0008 鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号

米子市上下水道局経営企画課経営戦略担当 伊原 諭

電話番号：0859-32-9915

F A X：0859-23-3530

メールアドレス：suido-tyousei@city.yonago.lg.jp